

高速道路株式会社法要綱

第一 会社の目的

東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とすること。

（第一条関係）

第二 株式

政府（首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、政府及び地方公共団体）は、常時、会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならぬものとする。

（第三条関係）

第三 事業の範囲

1 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

（第五条第一項関係）

- 一 道路整備特別措置法に基づき行う高速道路の新設又は改築
- 二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）から借り受けた道路資産に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理（新設及び改築を除く。）
- 三 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理
- 四 一から三までの事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究
- 五 本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、一から四までに掲げるもののほか、次に掲げる事業イ 機構の委託に基づき行う本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
ロ 一から三まで及びイの事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う長大橋の建設並びに長大橋に関する調査、測量、設計、試験及び研究
- 六 一から五までの事業に附帯する事業

2 会社が1の一から三までの事業を営む高速道路は、次の一から六までに掲げる会社の区分に応じて当該一から六までに定めるものとする。

(第五条第二項関係)

一 東日本高速道路株式会社 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県及び長野県の区域内の高速道路(二に定める高速道路を除き、東京都、神奈川県、富山県及び長野県の区域内の高速道路にあっては国土交通大臣が指定するものに限る。)

二 首都高速道路株式会社 東京都の区の存する区域及びその周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの

三 中日本高速道路株式会社 東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域内の高速道路(一及び二に定める高速道路を除き、福井県及び滋賀県の区域内の高速道路にあっては国土交通大臣が指定するものに限る。)

四 西日本高速道路株式会社 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、

熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内の高速道路（三、五及び六に定める高速道路を除く。）

五 阪神高速道路株式会社 大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの

六 本州四国連絡高速道路株式会社 本州と四国を連絡する自動車専用道路等

3 会社は、2の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受けて、2によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路においても、1の一から三までの事業を営むことができるものとする。

（第五条第四項関係）

4 会社は、1の事業を営むほか、1の一から三までの事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、1の一から三まで及び五イの事業）に支障のない範囲内で、1の事業以外の事業を営むことができるものとし、その場合において、会社は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならないものとする。

（第五条第五項関係）

第四 協定

1 会社は、第三の1の一又は二の事業を営もうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、機構と、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十三条第一項に規定する協定（以下「協定」という。）を締結しなければならないものとする。こと。（第六条第一項関係）

2 会社は、おおむね五年ごとに、第三の1の一又は二の事業の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、機構に対し、その変更を申し出ることができ、また、大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とすること。（第六条第二項関係）

第五 監督

会社は、新株等の発行等、代表取締役等の選定等の決議、事業計画等については、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとする等、会社の監督規定について所要の規定を設けるものとする。こと。

（第三条第二項及び第九条から第十六条まで関係）

第六 附則

1 この法律は、日本道路公団等民営化関係法施行法の施行の日から施行するものとする。ただし、会社が第三の1の一から三までの事業を営む高速道路を定める規定については、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

2 政府は、本州四国連絡高速道路株式会社について、同社が事業を営む高速道路に係る機構の債務が相当程度減少し、かつ、同社の経営の安定性の確保が確実になった時において、同社と西日本高速道路株式会社との合併に必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二条関係)

3 政府は、当分の間、第三の1の一及び二の事業に要する経費に充てるため、会社の債務について、保証契約をすることができるものとする。

(附則第三条関係)